

各位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
橋本 洋一

公 示

入札及び契約心得の一部を次のとおり改正し、令和5年8月9日から適用
します。

1 目次及び本文を次のとおり改めました。

改正前	改正後
目 次	目 次
第1章、第2章 (略)	第1章、第2章 (略)
第3章	第3章
3.1～3.5 (略)	3.1～3.5 (略)
3.6 入札が不調となった場合 …… <u>12</u>	3.6 入札が不調となった場合 …… <u>13</u>
3.7～3.11 (略)	3.7～3.11 (略)
第4章～第10章、附則 (略)	第4章～第10章、附則 (略)
本 文	本 文
第1章、第2章 (略)	第1章、第2章 (略)
第3章	第3章
3.1～3.3 (略)	3.1～3.3 (略)
3.4 入札等	3.4 入札等
3.4.1 一般的心得	3.4.1 一般的心得
(1)～(6) (略)	(1)～(6) (略)
(7) 同等品審査	(7) 同等品審査
公告又は通知において競争に付する品 目の同等品の審査を要求され、審査を 受けようとする場合は、定められた期限 までに同等品申請書 (別紙様式第3-13)	<u>ア</u> 公告又は通知において競争に付する 品目の同等品の審査を要求され、審査 を受けようとする場合は、定められ た期限までに同等品申請書 (別紙様式

<p>4部を提出し、同等品審査を受けなければならない。</p> <p>ただし、再公告による場合は、同等品審査の申請を省略することができる。</p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>3.4.2～3.4.4、3.5～3.11 (略)</p> <p>第4章 契約の締結</p> <p>4.1、4.2 (略)</p> <p>4.3 契約保証金</p> <p>4.3.1 (略)</p> <p>4.3.2 契約保証金の額</p> <p>契約保証金の額は、契約金額の10/100以上の額で、公告又は通知により明らかにされる。<u>入札保証金</u>の額が千円未満の場合は、千円とし千円未満の端数があるときは、千円に切り上げた金額とする。</p> <p>4.3.3～4.3.7 (略)</p> <p>第5章 契約の履行</p> <p>5.1～5.7 (略)</p> <p>5.8 役務対象物品の引渡し又は官給品等の支給及び貸付等</p> <p>5.8.1 引渡し等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相手方は、契約書の定めるところにより、無償貸付物品の貸与を<u>う</u>けようとする場合には、所定の申請書等2部を貸与希望日の30日前までに補給分任管理官に提出しなければならない。</p> <p>(3) 相手方は、契約締結後速やかに要修理品引渡しについて在庫統制課と調整を行い、引渡しを受けるものとし、希望する期日までに引渡しを受けることができないと認められた場合は必要に応じ、引渡し希</p>	<p>第3-13) 4部を提出し、同等品審査を受けなければならない。ただし、再公告による場合は、同等品審査の申請を省略することができる。</p> <p><u>イ 同等品として申請されたものうち、サプライチェーン・リスクの懸念があると判断されたものは同等品として認められない。</u></p> <p>(8)～(10) (略)</p> <p>3.4.2～3.4.4、3.5～3.11 (略)</p> <p>第4章 契約の締結</p> <p>4.1、4.2 (略)</p> <p>4.3 契約保証金</p> <p>4.3.1 (略)</p> <p>4.3.2 契約保証金の額</p> <p>契約保証金の額は、契約金額の10/100以上の額で、公告又は通知により明らかにされる。<u>契約保証金</u>の額が千円未満の場合は、千円とし千円未満の端数があるときは、千円に切り上げた金額とする。</p> <p>4.3.3～4.3.7 (略)</p> <p>第5章 契約の履行</p> <p>5.1～5.7 (略)</p> <p>5.8 役務対象物品の引渡し又は官給品等の支給及び貸付等</p> <p>5.8.1 引渡し等</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 相手方は、契約書の定めるところにより、無償貸付物品の貸与を<u>受</u>けようとする場合には、所定の申請書等2部を貸与希望日の30日前までに補給分任管理官に提出しなければならない。</p> <p>(3) 相手方は、契約締結後速やかに要修理品引渡しについて在庫統制課と調整を行い、引渡しを受けるものとし、希望する期日までに引渡しを受けることができないと認められた場合は必要に応じ、引渡し希</p>
---	---

<p>望日の14日前までに<u>要修理品等の搬入依頼書</u>（別紙様式第5-4）3部を契約課等に提出するものとする。</p> <p>(4)、(5)、5.8.2～5.8.6、5.9～5.13 (略)</p> <p>5.14 契約の変更 5.14.1～5.14.5 (略) 5.14.6 契約に関する変更通知 (1) . . . オ 相手方の住所又は<u>所在内</u>の変更 (2)～(5) (略)</p> <p>5.15 監督及び検査 5.15.1 監督及び検査の一般的心得 (1) (略) (2) 相手方は、監督又は検査を受けようとする場合には、あらかじめ、監督又は検査の申請時期その他監督又は検査の実施について調達検査課の指示を受けた後、<u>5.14.2</u>の規定に従い、監督又は検査の申請手続をとるものとする。 5.15.2～5.15.5、5.16～5.20 (略)</p> <p>第6章 契約の事故</p> <p>6.1 納期の猶予及び履行遅滞 6.1.1 (略) 6.1.2 納期の猶予の<u>申請</u> 6.1.3 (略)</p> <p>6.2 不具合品の値引受領 6.2.1、6.2.2 (略) 6.2.3 値引受領が容認された場合、<u>契約相手方</u>は、値引額算定基準による値引額その他受領の条件等について、契約の変更を行わなければならない。 6.2.4～6.2.7、6.3～6.7 (略)</p> <p>第7章 支払等</p>	<p>望日の14日前までに<u>要修理品の搬入依頼書</u>（別紙様式第5-4）3部を契約課等に提出するものとする。</p> <p>(4)、(5)、5.8.2～5.8.6、5.9～5.13 (略)</p> <p>5.14 契約の変更 5.14.1～5.14.5 (略) 5.14.6 契約に関する変更通知 (1) . . . オ 相手方の住所又は<u>所在地</u>の変更 (2)～(5) (略)</p> <p>5.15 監督及び検査 5.15.1 監督及び検査の一般的心得 (1) (略) (2) 相手方は、監督又は検査を受けようとする場合には、あらかじめ、監督又は検査の申請時期その他監督又は検査の実施について調達検査課の指示を受けた後、<u>5.15.2</u>の規定に従い、監督又は検査の申請手続をとるものとする。 5.15.2～5.15.5、5.16～5.20 (略)</p> <p>第6章 契約の事故</p> <p>6.1 納期の猶予及び履行遅滞 6.1.1 (略) 6.1.2 納期の猶予の<u>承認</u> 6.1.3 (略)</p> <p>6.2 不具合品の値引受領 6.2.1、6.2.2 (略) 6.2.3 値引受領が容認された場合、<u>相手方</u>は、値引額算定基準による値引額その他受領の条件等について、契約の変更を行わなければならない。 6.2.4～6.2.7、6.3～6.7 (略)</p> <p>第7章 支払等</p>
--	---

<p>7.1 (略)</p> <p>7.2 相殺 納期延期による延納金（遅滞金を含む） 契約解除による違約金、官給品貸与物品 等、契約物品等の滅失損傷等による損害賠 償金並びに<u>かし</u>その他の事由によることが できる。ただし、他に支払うべき契約代金 がない場合、損害賠償金及び返納金の金額 がこれを超えるときは、納入告知によるも のとする。</p> <p>7.3、7.4 (略)</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>附則 （令和5年<u>5月17日</u>第3補給処公示第<u>39</u> 号（一部改正）） この心得は、令和5年<u>5月17日</u>から施行す る。</p>	<p>7.1 (略)</p> <p>7.2 相殺 納期延期による延納金（遅滞金を含む） 契約解除による違約金、官給品貸与物品 等、契約物品等の滅失損傷等による損害賠 償金並びに<u>契約不適合</u>その他の事由による ことができる。ただし、他に支払うべき契 約代金がない場合、損害賠償金及び返納金 の金額がこれを超えるときは、納入告知に よるものとする。</p> <p>7.3、7.4 (略)</p> <p>第8章～第10章 (略)</p> <p>附則 （令和5年<u>8月9日</u>第3補給処公示第<u>80</u>号 （一部改正）） この心得は、令和5年<u>8月9日</u>から施行す る。</p>
---	--

2 別紙様式第5-14を次のとおり改めました。

改正前	改正後
<p>別紙様式第5-14</p> <p>契約に関する変更届</p> <p>分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第3補給処調達部長 殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 会社名 代表者名 担当者名 連絡先</p> <p>今般、当社の都合により の関係書類を添えてお届けいたします。</p> <p>を下記のとおり変更しました</p> <p>記</p> <p>変更内容 1 旧 2 新</p> <p>添付書類 1 契約一覧表 2 使用印鑑届 3 印鑑証明 4 資格審査決定通知書 5 委任状 6 代理人使用印鑑届</p> <p>備考：1 使用印鑑届、印鑑証明及び資格審査決定通知書は、代理人についての変更の場合は添付を要しない。 2 委任状及び代理人使用印鑑届は、委任事項がない場合は添付を要しない。 3 その他分支担当が必要と認める書類を添付するものとする。</p>	<p>別紙様式第5-14</p> <p>契約に関する変更届</p> <p>分任支出負担行為担当官 航空自衛隊第3補給処調達部長 殿</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>住所 会社名 代表者名 担当者名 連絡先</p> <p>今般、当社の都合により の関係書類を添えてお届けいたします。</p> <p>を下記のとおり変更しました</p> <p>記</p> <p>変更内容 1 旧 2 新</p> <p>添付書類 1 契約一覧表 2 使用印鑑届 3 印鑑証明 4 資格審査決定通知書 5 委任状 6 代理人使用印鑑届</p> <p>備考：1 使用印鑑届、印鑑証明及び資格審査決定通知書は、代理人についての変更の場合は添付を要しない。 2 委任状及び代理人使用印鑑届は、委任事項がない場合は添付を要しない。 3 その他分支担当が必要と認める書類を添付するものとする。</p>

3 別冊目次中「6-1 国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目のみ）」を「6-1 国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目だけ）」に改めました。

4 別冊5-13「装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
<p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 2～4 （略）</p> <p>5 甲は、乙の下請負者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。</p> <p>6、7 （略）</p>	<p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関する特約条項</p> <p>第1条～第4条 （略）</p> <p>第5条 2～4 （略）</p> <p>5 甲は、乙の下請負者に対して直接監査を行う必要があると認めた場合には、乙に、その旨を申し入れるものとする。</p> <p>6、7 （略）</p>

<p>第6条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準</p> <p>第1～第3</p> <p>第4 情報セキュリティ基本方針等</p> <p>1 情報セキュリティ基本方針等の作成及び変更</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を作成又は変更する<u>場合</u>、本基準との適合性に関する防衛省の確認を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 組織のセキュリティ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 経営者等及び取扱者の責務</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 情報セキュリティの確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 経営者等は、全ての従業員に対し、情報セキュリティ事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）を発見又は検知した場合は、管理者（保護システムに係る情報セキュリティ事故等<u>にあつては</u>、保護システム管理者又は保護システム担当者を含む。）に直ちに報告するよう義務付け、全ての従業員は、その義務を果たすものとする。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第三者</p> <p>(1) (略)</p>	<p>第6条～第9条 (略)</p> <p style="text-align: right;">別紙</p> <p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティ基準</p> <p>第1～第3</p> <p>第4 情報セキュリティ基本方針等</p> <p>1 情報セキュリティ基本方針等の作成及び変更</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 防衛関連企業は、情報セキュリティ基本方針等を作成又は変更する<u>場合</u><u>は</u>、本基準との適合性に関する防衛省の確認を受けるものとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>第5 組織のセキュリティ</p> <p>1 (略)</p> <p>2 経営者等及び取扱者の責務</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 情報セキュリティの確保</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 経営者等は、全ての従業員に対し、情報セキュリティ事故等（情報セキュリティ事故及び情報セキュリティ事象をいう。以下同じ。）を発見又は検知した場合は、管理者（保護システムに係る情報セキュリティ事故等<u>にあつては</u>保護システム管理者又は保護システム担当者を含む。）に直ちに報告するよう義務付け、全ての従業員は、その義務を果たすものとする。</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>3 (略)</p> <p>4 第三者</p> <p>(1) (略)</p>
---	--

(2) 第三者との約定からの保護すべき情報の除外

防衛関連企業は、第三者との契約において防衛関連企業の保有又は知り得た情報を伝達、交換、共有又は提供する約定がある場合、約定の対象とする情報から保護すべき情報を除くものとする。ただし、事前に防衛省の許可を得た場合は、この限りでない。

第6 保護すべき情報の管理

1～3 (略)

4 保護すべき情報の持ち出し及び送達

(1)、(2) (略)

(3) 持ち出し及び送達の際の表示

ア (略)

イ 保護すべき情報の送達は、当該情報を受け取ることができる者の氏名等を相手にあらかじめ明示し、直接の手交（郵送の場合にあつては、書留）により、必ずその者によって受け取られるようにするものとする。

5～9 (略)

第7 (略)

第8 物理的及び環境的セキュリティ

1 物理的セキュリティ対策の方針

(1) 管理責任者（取扱施設等の物理的セキュリティに責任を有する者で、管理者の中から総括者が指定した者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる施設及び情報システム等に対する物理的セキュリティを確保するため、第2項から第4項までに掲げる事項に係る物理的セキュリティの対策の方針を作成するものとする。

ア (略)

イ 取扱施設等の入退を管理するための鍵及び電子錠等の機器（以下「入

(2) 第三者との約定からの保護すべき情報の除外

防衛関連企業は、第三者との契約において防衛関連企業の保有又は知り得た情報を伝達、交換、共有又は提供する約定がある場合は、約定の対象とする情報から保護すべき情報を除くものとする。ただし、事前に防衛省の許可を得た場合は、この限りでない。

第6 保護すべき情報の管理

1～3 (略)

4 保護すべき情報の持ち出し及び送達

(1)、(2) (略)

(3) 持ち出し及び送達の際の表示

ア (略)

イ 保護すべき情報の送達は、当該情報を受け取ることができる者の氏名等を相手にあらかじめ明示し、直接の手交（郵送の場合にあつては書留）により、必ずその者によって受け取られるようにするものとする。

5～9 (略)

第7 (略)

第8 物理的及び環境的セキュリティ

1 物理的セキュリティ対策の方針

(1) 管理責任者（取扱施設等の物理的セキュリティに責任を有する者で、管理者の中から総括者が指定した者をいう。以下同じ。）は、次に掲げる施設及び情報システム等に対する物理的セキュリティを確保するため、第2項から第5項までに掲げる事項に係る物理的セキュリティの対策の方針を作成するものとする。

ア (略)

イ 取扱施設等の入退を管理するための鍵及び電子錠等の機器（以下「入

<p>「<u>退機器</u>」という。)</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 保護システムに対する物理的セキュリティ対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の保護システムに対する管理策については、<u>第8</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>5 保管された保護すべき情報の物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鍵等の管理</p> <p>第1号に規定するロッカー等の鍵を保管するのは、管理者（保護システムに関連する場合に<u>あつては</u>、保護システム管理者を含む。以下本号において同じ。）及び管理者が指定した者のみとし、それ以外の者により解錠されることがないよう厳格に管理するものとする。</p> <p>第9、第10 (略)</p> <p>第11 情報セキュリティ事故等発生時の対応</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防衛省への報告</p> <p>(1) 総括者は、前項第1号及び第2号に掲げる情報セキュリティ事故等の報告を受けた場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、<u>速やかに</u>その詳細を防衛省（契約担当官等又は防衛装備庁長官が別に定めた部署の職員。以下同じ。）に報告するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第12～第14 (略)</p>	<p>「<u>退管理機器</u>」という。)</p> <p>ウ、エ (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>2、3 (略)</p> <p>4 保護システムに対する物理的セキュリティ対策</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) その他の保護システムに対する管理策については、<u>第9</u>に定めるところによるものとする。</p> <p>5 保管された保護すべき情報の物理的セキュリティ対策</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 鍵等の管理</p> <p>第1号に規定するロッカー等の鍵を保管するのは、管理者（保護システムに関連する場合に<u>あつては</u>保護システム管理者を含む。以下本号において同じ。）及び管理者が指定した者のみとし、それ以外の者により解錠されることがないよう厳格に管理するものとする。</p> <p>第9、第10 (略)</p> <p>第11 情報セキュリティ事故等発生時の対応</p> <p>1 (略)</p> <p>2 防衛省への報告</p> <p>(1) 総括者は、前項第1号及び第2号に掲げる情報セキュリティ事故等の報告を受けた場合は、適切な措置を講じるとともに、直ちに把握し得る限りの全ての内容を、<u>その後速やかに</u>その詳細を防衛省（契約担当官等又は防衛装備庁長官が別に定めた部署の職員。以下同じ。）に報告するものとする。</p> <p>(2)～(4) (略)</p> <p>第12～第14 (略)</p>
---	---

付紙	付紙
<p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領</p> <p>第1、第2 (案)</p> <p>第3 構成管理</p> <p>1 (案)</p> <p>2 ベースライン構成設定等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 構成設定の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アクセス権限の特定等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)に規定する論理的なアクセス権限は、構成設定を安全に実施する能力を有し、かつ、<u>に限り</u>使用させることとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) ブラックリスト又はホワイトリストの作成等</p> <p>ア 保護システム管理者は、ベースライン構成設定に基づき、個別の保護システム構成要素ごとに、ブラックリスト又はホワイトリストを作成するものとする。その際、保護システム管理業務従事者とそれ以外の保護システム利用者で業務上使用するソフトウェアに違いがある場合は、<u>それぞれに向けたリストを作成することができるものとする。</u></p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>エ 保護システム管理者は、定期的 に、及び保護システム構成要素に変更が生じた場合など必要と認める場合には、<u>ア</u>に規定するブラックリス</p>	<p>装備品等及び役務の調達における情報セキュリティの確保に関するシステムセキュリティ実施要領</p> <p>第1、第2 (案)</p> <p>第3 構成管理</p> <p>1 (案)</p> <p>2 ベースライン構成設定等</p> <p>(1)、(2) (略)</p> <p>(3) 構成設定の方法</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アクセス権限の特定等</p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) (ア)に規定する論理的なアクセス権限は、構成設定を安全に実施する能力を有し、かつ、<u>当該アクセス権限を使用することがふさわしい者に限り</u>使用させることとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) ブラックリスト又はホワイトリストの作成等</p> <p>ア 保護システム管理者は、ベースライン構成設定に基づき、個別の保護システム構成要素ごとに、ブラックリスト又はホワイトリストを作成するものとする。その際、保護システム管理業務従事者とそれ以外の保護システム利用者で業務上使用するソフトウェアに違いがある場合は、<u>それぞれに向けたリストを作成するものとする。</u></p> <p>イ、ウ (略)</p> <p>エ 保護システム管理者は、定期的 に、及び保護システム構成要素に変更が生じた場合など必要と認める場合には、<u>イ</u>に規定するブラックリス</p>

<p>ト又はイに規定するホワイトリストを精査し、必要に応じ、当該リストを更新するものとする。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第4、第5 (略)</p> <p>第6 識別及び認証</p> <p>1 識別及び認証等の実施</p> <p>(1) 識別の実施</p> <p>ア <u>保護システム</u>管理者は、アカウント及び保護システムを構成する機器（サーバ、パソコン及び周辺機器を含む。ウにおいて同じ。）に対し、識別可能な識別子を付与し、保護システム管理者が承認をするものとする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 認証の実施</p> <p>ア <u>保護システム</u>管理者は、保護システム利用者が第5第2項第1号の規定により付与されたアカウントで保護システムにログオンする場合は、本人だけが知る要素（以下「知識要素」という。）、本人だけが所有する要素（以下「所持要素」という。）及び本人の持つ生体的要素（以下「生体要素」という。）のうち複数の異なる要素を保持すると認められた者のみを許可（以下「多要素認証」という。）するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) パスワードによる認証の実施</p> <p>ア <u>保護システム</u>管理者は、第1号アに規定するアカウントのユーザIDに係る初期パスワードを保護システム利用者に割り当てる場合は、容易に推測されず、かつ、アカウントごとに異なるパスワードを割り当てるものとする。</p>	<p>ト又はウに規定するホワイトリストを精査し、必要に応じ、当該リストを更新するものとする。</p> <p>3、4 (略)</p> <p>第4、第5 (略)</p> <p>第6 識別及び認証</p> <p>1 識別及び認証等の実施</p> <p>(1) 識別の実施</p> <p>ア <u>アカウント</u>管理者は、アカウント及び保護システムを構成する機器（サーバ、パソコン及び周辺機器を含む。ウにおいて同じ。）に対し、識別可能な識別子を付与し、保護システム管理者が承認をするものとする。</p> <p>イ～オ (略)</p> <p>(2) 認証の実施</p> <p>ア <u>アカウント</u>管理者は、保護システム利用者が第5第2項第1号の規定により付与されたアカウントで保護システムにログオンする場合は、本人だけが知る要素（以下「知識要素」という。）、本人だけが所有する要素（以下「所持要素」という。）及び本人の持つ生体的要素（以下「生体要素」という。）のうち複数の異なる要素を保持すると認められた者のみを許可（以下「多要素認証」という。）するものとする。</p> <p>イ～エ (略)</p> <p>(3) パスワードによる認証の実施</p> <p>ア <u>アカウント</u>管理者は、第1号アに規定するアカウントのユーザIDに係る初期パスワードを保護システム利用者に割り当てる場合は、容易に推測されず、かつ、アカウントごとに異なるパスワードを割り当てるものとする。</p>
--	---

<p>イ～エ (略)</p> <p>オ 保護システムへのログオンに使用されるパスワードを認証するため、当該保護システム内において保存又は伝送する必要があるパスワード情報は、他の者が容易に<u>複合</u>できない方式を用いて保存又は伝送するものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7、第8 (略)</p> <p>第9 システムログ</p> <p>1 システムログの取得及び分析</p> <p>(1) システムログの取得</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、保護システムにおいて取得可能であることを事前に検証するものとし、<u>生成困難</u>である場合は、当該保護システムにおいて実施可能な監視手法の再設計を検討するものとする。</p> <p>エ システムエラー等によりシステムログの取得に失敗する場合に備え、当該失敗の影響の低減及び復旧等に係る対策をあらかじめ定めるものとし、取得に失敗した場合は、保護システム担当者等必要な者に対しアラートを発するとともに、ウに規定する<u>措置</u>を行うものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) システムログの分析</p> <p>ア <u>保護システム管理者</u>は、定期的にシステムログの分析を実施するものとし、分析を行う場合は、保護システム構成要素から取得したシステムログを集約し、全体的かつ横断的な分析を行うものとする。</p>	<p>イ～エ (略)</p> <p>オ 保護システムへのログオンに使用されるパスワードを認証するため、当該保護システム内において保存又は伝送する必要があるパスワード情報は、他の者が容易に<u>復号</u>できない方式を用いて保存又は伝送するものとする。</p> <p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第7、第8 (案)</p> <p>第9 システムログ</p> <p>1 システムログの取得及び分析</p> <p>(1) システムログの取得</p> <p>ア、イ (略)</p> <p>ウ ア及びイに規定するシステムログの内容並びにその取得に係る対象及び方法は、保護システムにおいて取得可能であることを事前に検証するものとし、<u>取得困難</u>である場合は、当該保護システムにおいて実施可能な監視手法の再設計を検討するものとする。</p> <p>エ システムエラー等によりシステムログの取得に失敗する場合に備え、当該失敗の影響の低減及び復旧等に係る対策をあらかじめ定めるものとし、取得に失敗した場合は、保護システム担当者等必要な者に対しアラートを発するとともに、ウに規定する<u>措置</u>を行うものとする。</p> <p>オ (略)</p> <p>(2) システムログの分析</p> <p>ア <u>保護システム担当者</u>は、定期的にシステムログの分析を実施するものとし、分析を行う場合は、保護システム構成要素から取得したシステムログを集約し、全体的かつ横断的な分析を行うものとする。</p>
--	--

<p>る。 イ～オ (略) 2～4 (略)</p> <p>第10 脆弱性スキャン等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 分析結果等の利用</p> <p>(1) 保護システム管理者は、自社における保護システム以外の情報システムにおける脆弱性の発見及び修正等に資するため、脆弱性スキャン結果の分析など脆弱性発見に資する情報を自社の必要な者及び組織に共有するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護システム管理者は、前2号により脆弱性が特定された場合は、定められた時間内に特定された脆弱性を修正する<u>ものとする</u>。</p> <p>第11 (略)</p> <p>第12 システムメンテナンス等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 システムメンテナンス等の実施</p> <p>保護システム管理者は、システムメンテナンス等計画に従って、保護システムのメンテナンス等を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) システムメンテナンス等の監督等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アにより<u>指名</u>された監督者は、保護システムのメンテナンス等を実施する者とともに現場に所在（リモートメンテナンス等の場合はネットワークを經由）して、メンテナンス等の実施状況を監督するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>	<p>る。 イ～オ (略) 2～4 (略)</p> <p>第10 脆弱性スキャン等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 分析結果等の利用</p> <p>(1) 保護システム管理者は、自社における保護システム以外の情報システムにおける脆弱性の発見及び修正等に資するため、脆弱性スキャン結果の分析など脆弱性の発見に資する情報を自社の必要な者及び組織に共有するものとする。</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 保護システム管理者は、前2号により脆弱性が特定された場合は、定められた時間内に特定された脆弱性を修正する<u>ものとする</u>。</p> <p>第11 (略)</p> <p>第12 システムメンテナンス等</p> <p>1 (略)</p> <p>2 システムメンテナンス等の実施</p> <p>保護システム管理者は、システムメンテナンス等計画に従って、保護システムのメンテナンス等を実施するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) システムメンテナンス等の監督等</p> <p>ア (略)</p> <p>イ アにより<u>指定</u>された監督者は、保護システムのメンテナンス等を実施する者とともに現場に所在（リモートメンテナンス等の場合はネットワークを經由）して、メンテナンス等の実施状況を監督するものとする。</p> <p>ウ (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 (略)</p>
---	--

5 別冊6-1「国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目のみ）」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
<p>国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目のみ）</p> <p>第1条 国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める特約条項における代金の確定時までに、為替差損を乙の負担としないことを基本として<u>甲乙</u>協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置を、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置を、これを超える場合は第1条の協議の結果を<u>得て</u>所要の措置をとるものとする。</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 <u>前条の報告</u>は、各四半期終了1ヶ月以内とし、その開始<u>時期</u>は、代金の確定目途</p>	<p>国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項に対する特殊条項（特定費目の外貨建費目<u>だけ</u>）</p> <p>第1条 国産品調達における特定費目の代金の確定に関する特約条項第2条の規定にかかわらず、乙がこの契約の履行のために支出し、又は負担した特定費目（外貨建費目）に係る費用の金額（以下「実績額」という。）の合計額が、特定費目（外貨建費目）金額の合計額に達しない場合は実績額をもって、これに等しい場合は当該特定費目の合計額をもって、代金として確定し、これを超える場合は超える部分の実績額（以下「為替差損」という。）について、別に定める特約条項における代金の確定時までに、為替差損を乙の負担としないことを基本として<u>甲・乙</u>協議し、原則として契約金額の範囲内において措置するものとする。</p> <p>第2条 （略）</p> <p>第3条 第1条の場合において、実績額の合計額が特定費目の金額の合計額に達しない場合は、その差額相当額（当該差額相当額に対応する総利益額を含む。）を契約金額から減額した金額に契約金額を変更する措置を<u>とるものとし</u>、これに等しい場合は契約金額に増減のない旨を確認する措置を<u>とるものとし</u>、これを超える場合は第1条の協議の結果を<u>待って</u>所要の措置をとるものとする。</p> <p>第4条 （略）</p> <p>第5条 <u>報告の提出</u>は、各四半期終了1ヶ月以内とし、その開始<u>期間</u>は、代金の確定目途</p>

日の一年前からとする。ただし、外貨建費目がすべて既決済となり、その報告があったもの、外貨建費目がすべて未決済であるもの及び前四半期と既決済に変更がないものについては、報告を必要としない。

別紙様式

(例)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

外貨建費目見込報告書

下記の契約について、令和 年 月 日現在の外貨建費目見込額を次のとおり報告します。

記

1. 統 制 番 号
(調達要求番号)
2. 品 名
3. 契 約 納 期 令和 年 月 日
4. 契 約 金 額
5. 外貨建費目見込額

	原契約外貨建費目額 (A)	外貨建費目既決済額 (B)	外貨建費目未決済額 (C)	外貨建費目総額 (B)+(C)	予想為替差益又は差損 (A)-(B)-(C)
外貨額					
円 貨					

注：外貨建費目未決済額については、現在のレートを使用する。

日の一年前からとする。ただし、外貨建費目が全て既決済となり、その報告があったものについてはそれ以降の報告は必要としない。

別紙様式

(例)

令和 年 月 日

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長 殿

住 所
会 社 名
代 表 者 名
担 当 者 名
連 絡 先

外貨建費目見込報告書

下記の契約について、令和 年 月 日現在の外貨建費目見込額を次のとおり報告します。

記

1. 統 制 番 号
(調達要求番号)
2. 品 名
3. 履 行 期 限 令和 年 月 日
4. 契 約 金 額
5. 外貨建費目見込額

	原契約外貨建費目額 (A)	外貨建費目既決済額 (B)	外貨建費目未決済額 (C)	外貨建費目総額 (B)+(C)	予想為替差益又は差損 (A)-(B)-(C)
外貨額					
円 貨					

注：外貨建費目未決済額については、現在のレートを使用する。